

# 札幌市生涯学習推進検討会議設置要綱

〔平成28年4月26日〕  
〔教育長決裁〕

(目的)

第1条 第3次札幌市生涯学習推進構想（以下、「3次構想」という。）の策定に向け、生涯学習の推進方策について、各方面の専門的な見識を持つ有識者や市民等の意見を聴取するため、札幌市生涯学習推進検討会議（以下、「検討会議」という。）を設置する。

(組織等)

第2条 検討会議は、12名以内の委員で組織する。

2 委員は、社会教育委員、その他有識者など教育長が適当と認める者の中から、教育長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、平成29年3月31日までとする。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとし、任期は前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第4条 検討会議に議長及び副議長各1名を置き、議長は委員の互選とし、副議長は議長が指名する。

2 議長は、検討会議を総理する。

3 副議長は議長を補佐し、議長に事故のあるときは、その職務を代理し、議長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第5条 検討会議は、議長が招集する。

2 検討会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議は公開とする。ただし、必要と認めるときは、委員の過半数の同意により、議長は会議を非公開とすることができる。

(意見の聴取及び資料提出)

第6条 議長は、検討を進めるにあたり必要があると認めるときは、検討会議において関係者の出席を求め、その意見、説明又は資料の提出を求めることができる。

(謝礼)

第7条 委員に対して、会議1回の参加につき謝礼として12,500円を支給する。

(事務局)

第8条 検討会議の事務局を、札幌市教育委員会生涯学習部生涯学習推進課に置く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議に関し、必要な事項は、教育長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月26日から施行する。
- 2 検討会議の最初の会議は、第5条の規定にかかわらず、教育長が招集する。